

平成 2 2 年 5 月 3 1 日 裁 決

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第 1 再審査請求の趣旨

再審査請求人 (以下「請求人」という。) の再審査請求の趣旨は、後記第 2 の 2 記載の原処分を取り消し、請求人に対し、同 1 記載の本件脱退手当金を支給することを求めるということである。

第 2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日 (受付)、〇社会保険事務所長に対し、請求者として標記の被保険者であった者である A (以下「亡 A」という。) の名前を表示した「厚生年金保険 脱退手当金裁定請求書」と、「死亡した受給権者」欄に、亡 A 名及び「死亡した年月日」を「昭和〇年〇月〇日」と記載し、「請求者」欄に「続柄」を「妻」として請求人名を記載した「国民年金・厚生年金保険・船員保険・共済年金 未支給【年金・保険給付】請求書」(以下、上記の請求書と併せて「本件支給請求書」という。) を提出し、亡 A の遺族であるとして、亡 A が死亡したことにより支給されるべき脱退手当金 (以下「本件脱退手当金」という。) を支給することを請求した (以下、この請求を「本件支給請求」という。)
- 2 〇〇社会保険事務所長は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「故 A 様の脱退手当金につきましては、被保険者であった者の死亡日 (昭和〇年〇月〇日) より 5 年を経過しており、時効が完成しているため。」と

して、本件脱退手当金を支給しない旨の処分（以下「原処分」という。）をした。

- 3 請求人は、原処分を不服とし、〇〇社会保険事務局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。その理由は、次の趣旨を主張しているものと解される。

「略」

第3 当審査会の判断

- 1 本件脱退手当金の支給について適用されるのは、労働者年金保険法中改正法律（昭和19年法律第21号）による改正後の厚生年金保険法（以下「旧厚生年金保険法」という。）であると解される所、同法第48条第1項には、被保険者であった期間が3年以上20年未満である者が業務外の事由により死亡したときは脱退手当金が支給される旨、第49条ノ3には、被保険者であった期間が6月以上3年未満である者が業務外の事由により死亡したときは第48条第1項の規定にかかわらず勅令の定めるところにより脱退手当金が支給される旨がそれぞれ規定され、第30条ノ2には、「被保険者若ハ被保険者タリシ者ガ死亡シタルニ因リ支給スベキ脱退手当金ハ之ヲ被保険者タリシ者ノ遺族ニ支給ス」と、第5条には、「脱退手当金・・・ヲ受クル権利ハ5年ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス」とそれぞれ規定されている。
- 2 本件の場合、仮に、亡Aが上記の規定による脱退手当金の支給対象となる要件を満たす者であったとしても、同人は昭和〇年〇月〇日に死亡したとされていることは当事者間に争いがなく、本件記録中の資料によっても認められる所、本件支給請求書が提出されて本件脱退手当金の支給を求める本件支給請求が行われたのは、第2の1記載のように、平成〇年〇月〇日であり、原処分は、第2の2記載のように、「故A様の脱退手当金につきましては、被保険者であった者の死亡日（昭和〇年〇

月〇日)より5年を経過しており、時効が完成しているため」との理由で、本件脱退手当金を支給しないとされたものであるから、それは、本件脱退手当金の支給請求が本件支給請求によって行われたものであることを前提とし、それに対する応答として行われたものであることは明らかであり、この前提をとる限りにおいては、関係法令に則ったもので、何らの不当な点も存しないものというべきである。

- 3 これに対し、請求人は、第2の3記載のように、本件支給請求は、当初支給請求に対する応答を求めたもので、原処分はその応答としての決定というべきであるから、本件脱退手当金の支給を受ける権利が時効により消滅しているというのは不当である旨を主張しているのであり、それは、当初支給請求が本件支給請求時まで存続していたことを前提に、上記のように本件支給請求に対する応答として行われた原処分について、それを当初支給請求に対する決定として扱った上、その当否の審査を求めるものである。

当審査会における再審査請求の手続において、法律上、原処分をこの主張のように扱うことができるか否かは問題の存するところであるが、その点はしばらくおくこととして、当初支給請求が本件支給請求時まで存続していたといえるかどうかを検討すると、次のとおりである。

- (1) 亡Aが昭和〇年〇月〇日に死亡したとされていることは前記のとおりであり、本件記録中の「脱退手当金請求書(死亡ノ場合)」と題する書面(第2の3の(1)にいう「当初支給請求書」)及び本件手続の全趣旨によれば、請求人が、昭和〇年〇月〇日、当初支給請求書を当時の〇〇社会保険出張所に提出したこと、同請求書には、亡Aの妻として請求人が昭和〇年〇月〇日に死亡した亡Aの死亡に係る脱退手当金の支給を請求する旨が記載され、「〇〇社会保険出張所 〇.〇.〇 受付第〇号」とのスタンプ印が押捺されていること、ところが、同請求

書はそれに添付して提出した書類とともに請求人に返戻され、請求人は同請求書を平成〇年〇月〇日の本件支給請求時までそのまま家に保管していたこと、同請求書の提出に関しては、請求人の記憶によっても、上記の本件返戻に当たって、「期間がちょっと足りない」旨いわれただけであり、書面による請求却下の通知等の応答はないままであったこと、以上の事実が認められる。これによれば、請求人は、その主張のように、本件脱退手当金について、亡Aの死亡後5年を経過する前の昭和〇年〇月〇日に当初支給請求を行ったが、それに対する応答としては、本件返戻と、その際の「期間がちょっと足りない」旨の話以外には存しないことになる。

- (2) したがって、問題は、本件返戻をもって、当初支給請求に対する関係でいかなる意味を持つものと捉えるのが相当かということであるが、本件返戻のように、行政機関に対する請求行為に係る請求書が請求者に返戻されたことをもって、請求者に対して表示された意思行為としていかなる意味を持つものと捉えるべきかをみると、一般的には、まずは、① 請求書の記載要件の不備や、必要な添付書類の不足などを指摘し、補充・補正を求めていったん返戻し、その後、合理的期間内に再提出がなければ、請求の撤回ないし取下げがあったとするもの、② 請求の撤回ないし取下げを促したもので、返戻後、合理的期間の経過によって請求の撤回ないし取下げがあったものとするもの、次いで、これは適切な措置とはいえないが、③として、請求書自体の返戻によって黙示的に当該請求を却下する旨の意思表示をしたもの、の3つが考えられるところである。

- (3) 本件についてこれをみると、本件返戻が上記のいずれに該当するかは、にわかに断定することができないけれども、仮に、①又は②の場合に当たるとすれば、本件返戻の後に、補充・補正を行ったものが提

出されるなどのことがなければ、返戻に係る当初の請求はなかったものとされてもやむを得ないものというべきであるところ、本件返戻後、上記の提出などのなかったことは明らかであるから、当初支給請求は、本件返戻によって請求自体がなかったこととなり、それが本件支給請求時まで存続していたとはいえないことにならざるを得ない。また、仮に、③の場合に当たるとすれば（なお、本件返戻が①ないし③のいずれに該当するかは、上記のように、にわかには断定することはできないが、請求人の記憶によれば、本件返戻の際、「期間がちょっと足りない」旨いわれたということであることをも勘案すると、強いていえば、本件返戻は、①又は②の場合ではなく、③の場合に当たるものと解するのを相当とするといえなくもない。）、当初支給請求については、それに対する応答があったことになるから、その応答が適正なものであったといえるか否かはともかく、請求としては存続していないことになる。この点に関し、請求人は、「本件返戻が、それによって当初支給請求を却下したものであるとすれば、その却下は無効である」と主張するのであり、たしかに、本件返戻をもって当初支給請求を却下したものとすると、それは様式等において不当なものといわなければならないが、それゆえに直ちに当然に無効とまで解することはできないというべきである。なお、本件返戻によって当初支給請求を却下する旨の決定がなされていたことになるのであれば、旧厚生年金保険法第62条第1項は、「保険給付ニ関スル決定ニ不服アル者ハ中央社会保険審査会ニ審査ヲ請求シ其ノ決定ニ不服アルトキハ通常裁判所ニ訴ヲ提起スルコトヲ得」、同法第66条は、「審査ノ請求、訴ノ提起・・・ハ処分ノ通知又ハ決定書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ30日以内ニ之ヲ為スベシ」と、それぞれ規定していたところ、本件手続の全趣旨によれば、本件返戻による却下決定について、上記の規定による審査の請

求が行われることがなかったことは明らかであるから、現段階において、この却下決定の当否を争うことができないことはいうまでもない。

(4) 以上によれば、当初支給請求は本件支給請求時まで存続していたとはいえないと解するのが相当であり、この存続を前提とする請求人の主張は、その余の点について検討するまでもなく、採用できないというほかはない。

4 よって、原処分は関係法令の規定に則ったもので、不当な点もないものであり、本件再審査請求は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり裁決する。